2　資金調達に関する支援の状況
　当該四半期における資金調達に関する支援の状況について、当事者ごとに、次に掲げる事項その他流動性の充実の状況に関して参考となるべき事項を記載するとともに、主要な資金調達に関する支援の流れについて図等によって示すこと。この場合において、②から⑤までの金額については、支援を行う金額と支援を受ける金額のそれぞれについて記載すること。
①　当該四半期に行われた資金調達に関する支援の方法（貸付け、保証等）
②　当該四半期に行われた資金調達に関する支援の総額及び支援の方法ごとの平均残高
③　当該四半期に行われた資金調達に関する支援の方法ごとに、一日当たりの支援の総額が最高額となった日及び当該最高額
④　当該四半期の末日における資金調達に関する支援の残高の総額及び支援の方法ごとの残高
⑤　特定融資枠契約（特定融資枠契約に関する法律第２条に規定する特定融資枠契約をいう。）又はこれに類するものに基づく支援の場合には、その融資枠
3　営業上の取引及び業務提携等の状況
　当該四半期における営業上の取引及び業務提携等がある場合には、当事者ごとに、その旨及びその概要その他参考となるべき事項を簡潔に記載すること。

（金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正）

第三条　金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次
第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　金融商品取引清算機関（第四条―第二十八条）
第三章　外国金融商品取引清算機関（第二十九条―第三十七条）
第四章　金融商品取引清算機関と他の金融商品取引清算機関等との連携（第三十八条―第四十六条）
第五章　雑則（第四十七条―第五十条）
附則

第一章　総則

第一条を次のように改める。

（定義）

第一条　この府令において「有価証券」、「金融商品取引業者」、「金融商品取引所」、「市場デリバティブ取引」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」、「外国金融商品取引清算機関」、「証券金融会社」又は「商品市場開設金融商品取引所」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、金融商品取引業者、金融商品取引所、市場デリバティブ取引、有価証券等清算取次ぎ、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社又は商品市場開設金融商品取引所をいう。

2　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　対象取引　法第二条第二十八項に規定する対象取引をいう。
二　役員　法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。
三　金融商品債務引受業等　法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等をいう。
四　対象議決権　法第百五十六条の五の三第一項に規定する対象議決権をいう。
五　清算参加者　法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。
六　清算預託金　法第百五十六条の十一に規定する清算預託金をいう。
七　連携清算機関等　法第百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携清算機関等をいう。
八　連携金融商品債務引受業務　法第百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務をいう。
九　認可金融商品取引清算機関　法第百五十六条の二十の十六第三項に規定する認可金融商品取引清算機関をいう。
十　連携契約書　法第百五十六条の二十の十七第二項第一号に規定する連携契約書をいう。

第十五条第一項中「第百五十六条の六第二項に規定する」を「第百五十六条の六第二項ただし書の」に、「若しくは法第百五十六条の十八に規定する」を「、第百五十六条の十二の三第一項、第百五十六条の十八、第百五十六条の二十の十、第百五十六条の二十の十五若しくは第百五十六条の二十の二十一第一項の」に、「第百五十六条の三第一項に規定する免許又は法第百五十六条の十九第一項若しくは第二項に規定する」を「第百五十六条の二若しくは第百五十六条の二十の二の免許、法第百五十六条の五第一項若しくは第四項ただし書若しくは第百五十六条の二十の十六第一項の認可又は法第百五十六条の十九第一項若しくは第二項の」に改め、同条を第五十条とする。

第十四条の見出し中「業務」を「金融商品取引清算機関の業務」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。
二　清算預託金その他の清算参加者が金融商品取引清算機関に対し債務の履行を担保するために預託する金銭その他の財産の明細表

第十四条第二項第五号中「主要株主」を「金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の十以上の数の議決権を保有している株主」に改め、同条第四項第一号中「業務方法書」の下に「（認可金融商品取引清算機関にあっては、連携契約書を含む。）」を加え、同条に次の四項を加える。

6　認可金融商品取引清算機関は、法第百八十八条の規定に基づき、認可に係る連携清算機関等（金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者に限る。以下この条において同じ。）の貸借対照表、損益計算書その他当該連携清算機関等の業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類を、当該連携清算機関等の毎事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に提出しなければならない。

7　前項の規定により提出する書類には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一　清算参加者の相手方が認可に係る連携清算機関等に対し債務の履行を担保するために預託する金銭その他の財産の明細表
二　認可に係る連携清算機関等の総株主等の議決権の百分の十以上の数の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

8　認可金融商品取引清算機関は、次の各号に掲げる事実（次項において「事故」という。）が発生したことを知った場合には、法第百八十八条の規定により、直ちに、その旨を金融庁長官に報告しなければならない。
一　認可に係る連携清算機関等の役員又は使用人がその業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）を執行するに際し、法令又は当該連携清算機関等の業務方法書若しくは連携契約書に違反する行為をしたこと。
二　認可に係る連携清算機関等の電子情報処理組織の故障その他偶発的な事情による当該連携清算機関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）の全部又は一部の停止

9　認可金融商品取引清算機関は、前項の規定により報告した事故の詳細が判明した場合には、法第百八十八条の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。
一　事故の詳細
二　事故の改善策
三　その他必要な事項